柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会会則の一部改正(案)

(新旧対照表)

新	旧	改正理由
(オブザーバー等)	(オブザーバー等)	経済産業省から、安全規制部門を分離
第3条 会はオブザーバー、又は説明	第3条 会はオブザーバー、又は説明	し、環境省の外局組織として原子力規制委
者として次の者(以下「事業者等」	者として次の者(以下「事業者等」と	員会を新設したことによる。
という。)を会議に出席させることが	いう。)を会議に出席させることがで	
できるものとします。	きるものとします。	
(1) 東京電力㈱	(1) 東京電力㈱	
(2) 新潟県、柏崎市、刈羽村	(2)新潟県、柏崎市、刈羽村	
(3)経済産業省	(3) 経済産業省	
(4)原子力規制委員会	(4) その他会が必要と認めた者	
<u>(5)</u> その他会が必要と認めた者		
2 会は、必要に応じアドバイザーを	2 会は、必要に応じアドバイザーを	
出席させることができるものとしま	出席させることができるものとしま	
す。	す。	
附則		
この会則は平成24年9月19日か		
ら施行するものとします。		